

岸根町町内会会則

第1章 総則

1. (名称および事務所)
本会は、岸根町町内会（以下「会」と言う。）と称し、主たる事務所を岸根町町内会館である岸根クラブ内（以下、岸根クラブという。）におく。
2. (区 域)
会の区域は、横浜市港北区岸根町の全域とする。
2. 会務の円滑な推進と相互交流を活発にするために、区域を分けてブロックおよび組を設ける。
3. (会員・賛助会員)
会の会員は、前条に定める区域に居住する個人とする。
2. 前条に定める区域を住所とする法人および集合住宅の管理者等は、賛助会員として入会することができる。賛助会員は、会の活動を賛助する。賛助会員は、表決権をもたない。
3. 会に入会および退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
4. 会へ入会および退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第2章 目的・組織・事業

4. (目 的)
会は、会員の共同生活を通じ会員相互の親睦と福祉を増進し、もって良好な地域社会の維持発展を図ることを目的とする。
5. (組織と担当事業)
会は、前条の目的を達成するため、次の部、チーム（以下「部」と言う。）を置き、担当する事業を行う。
(1) 総務部 ①会の運営に関する事務の一般を担当するとともに、会員に連絡事項を広報する。
②部長は、組長会議を主催する。
③部長は、会の書記を務める。
(2) 防犯部 防犯パトロールの実施等、防犯活動に関する事項を行う。
(3) 文化部 盆踊りや岸根まつり等、文化的行事に関する事項を行う。
(4) 環境部 美化活動、環境保全活動等に関する事項を行う。
(5) 防火防災部 防火防災に関する事項を行う。
(6) 保健衛生部 保健衛生、健康づくりに関する事項を行う。
(7) 交通部 交通安全に関する事項を行う。
(8) 体育部 健康づくり活動や体力づくり活動に関する事項を行う。
(9) 行事協力チーム 町内会の行事の運営に協力する。
(10) 自主防災チーム 大災害に備えた減災・防災活動を企画運営する。
2. 会は、前条の目的を達成するため、前項以外の新たな組織を結成し、または前項の組織の一部を解散することができる。
3. 会は、会の目的を達成するため、次の団体が行う事業を支援する。
(1) 岸根山王山公園愛護会
(2) 岸根公園駅自転車等放置防止推進協議会

第3章 役員

第6条 (役員等とその選任方法)

会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 選考委員会で選考し、総会において承認する。
- (2) 副会長 5名 選考委員会で選考し、総会において承認する。
- (3) 理事 若干名 各部長のほか、各部の副部長、部員、チーム員、専門委員のうち、会長により委嘱されたものがその任にあたる。
- (4) 会計 2名 選考委員会で選考し、総会において承認する。
- (5) 監事 2名 選考委員会で選考し、総会において承認する。監事は、他の役員を兼務できない。

2. 会は、各部に若干名の専門委員を置くことができる。専門委員は、部長が推薦し、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

3. 会は、役員の変更時期に選考委員を置く。選考委員は、理事、各種の委員等またはその代表者およびブロック長で構成する。

ここで言う各種の委員等とは、民生・児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、環境事業推進委員、消費生活推進員、家庭防災員、青少年指導員、消防団員等をいう。

4. 会は、組長およびブロック長を置く。組長およびブロック長は、会員の互選で選任する。

第7条 (役員等の職務)

役員等の職務は、次による。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理するとともに、会務を分担する。
- (3) 理事は、会の事業を分担する。
- (4) 会計は、会の会計を担当する。
- (5) 監事の職務は、次による。
 - ① 会の会計および資産の状況を監査する。
 - ② 他の役員会の会務執行状況を監査する。
 - ③ 会計、資産の状況または業務執行について不整の事実があると認めるときは、総会に報告すること。報告のために必要があるときは、総会を招集すること。
- (6) 専門委員は、部長を補佐し、事業の円滑な推進を図る。
- (7) 選考委員は、会長、副会長、会計、監事を選考する。
- (8) 組長およびブロック長は、会の事業に参加し、その円滑な運営に協力する。

第8条 (役員等の任期)

役員等の任期は、次による。

- (1) 役員等の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - (2) 会長および会計は、連続する再任の限度を3期とする。
 - (3) 改選期における役員等の交替は、通常総会をもって行う。
 - (4) 役員に事故が生じ、現職への復帰等が困難なときは、補欠を選任する。補欠により就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 選考委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
 3. 専門委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 4. 組長およびブロック長の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 (役員等の解任)

役員により規約に違反または会の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

第4章 顧問および相談役

第10条（顧問および相談役）

会に顧問、相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。
3. 顧問、相談役は、総会、理事会に出席して意見を述べるができる。
4. 顧問、相談役の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 部長の選任方法と任期

第11条（各部長の委嘱）

部長は各部の推薦または会長の推薦により、理事会の同意を経て会長が委嘱する。

第12条（各部長の任期）

各部長の任期は2年とし、再任は妨げない。

第6章 総会、理事会、組長会議、選考委員会

第13条（総会）

総会は、全会員（賛助会員を除く。）をもって構成し、通常総会および臨時総会の2種類とする。

2. 総会は、会長が招集し、会議の議長は出席者の中から選出する。
3. 通常総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業経過および決算に関すること
 - (2) 事業計画および予算に関すること
 - (3) 資産の管理に関すること
 - (4) 選考委員会により選考された、会長、副会長、会計、監事の承認に関すること。
 - (5) 会則に関すること。
 - (6) その他会務運営上必要な事項
4. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、監事もしくは理事会からの要求があったとき、または5分の1以上の会員から会議の目的事項を明示して開催の要求があったときに開催する。
5. 総会の招集の通知は、会議の目的事項を示して開催日の5日前までに文書をもって通知する。
6. 総会の開催は、会員の過半数の出席を要する。
7. 議事は、出席者の過半数で決する。
8. 会員は、総会への出席が難しい場合は、書面により表決をするか、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合における本条第6項および第7項、ならびに第26条の適用については、その会員は出席したものとみなす。
9. 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

第14条（理事会）

理事会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

2. 理事会は、会長、副会長、理事、会計で構成する。
3. 理事会は、会による事業の企画、予算統制その他、会の運営に関することを審議決定する。
4. 理事会は、理事会構成員の過半数の出席を要する。
5. 理事会の表決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 監事は、理事会に出席することができる。

第15条（組長会議）

組長会議は、総務部長が召集し、月1回開催する。

2. 組長会議は、原則として、会長、副会長、会計、正副ブロック長、組長で構成する。ただし、理事、専門委員は、必要に応じて出席するものとする。
3. 組長会議は、会務の円滑な運営および会員相互の交流・意思疎通を図ることを目的とする。

第16条 (選考委員会)

選考委員会は、役員改選時期に会長が招集する。

2. 選考委員会は、選考委員で構成し、会議の議長は会議構成員の互選で選任する。
3. 選考委員会は、会長、副会長、会計、監事を選考し、各候補者の就任内諾を以って役割を終了する。
4. 選考委員会は、役員候補者について広く会員からの推薦を受け付け、これを選考の参考にする。

第7章 資産および会計

第17条 (資産の構成)

会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資金から生ずる収入
- (5) その他の収入

第18条 (資産の管理)

資産は、会長の責任のもと、会計が管理する。

第19条 (経費の支弁)

会の運営に要する経費は、資産をもって支弁する。

第20条 (会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賃貸型集合住宅に住居する会員の会費は、前項の規定にかかわらず例外を設けることができることとし、金額は理事会で審議し決定する。
3. 賛助会員の会費は、本条第1項の規定にかかわらず理事会において別途定める。

第21条 (会計年度)

会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 (解散および残余財産の処分)

会は、やむをえざる場合は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の表決による解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散における残余財産の処分は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得て決するものとする。

第8章 岸根クラブの管理運営

第23条 (岸根クラブの管理運営)

岸根クラブの管理運営は別に定める要領による。

第9章 雑則

第24条 (委任)

本会則施行のため必要な細則は、総会における委任の表決を経て会長が定める。

第25条 (備え付け帳簿および書類)

会の事務所には会則、会員名簿、認可および登記等に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の資産の状況を示す書類を備えておかなければならない。

第26条 (会則の改廃)

この会則の改廃については、第13条7項の規定にかかわらず、総会において総会員の3分の2以上の同意を得、かつ、横浜市港北区長の認可を受けなければならない。

附 則

第1条 (会則の施行)

この会則は、平成8年4月14日から施行する。

2. この会則は、平成14年4月14日から施行する。
3. この会則は、平成19年4月1日から施行する。
4. 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、会計、監事の選考に関する事項は、平成18年12月11日から施行する。
5. この会則は、平成21年4月6日から施行する。
6. この会則は、平成27年1月7日から施行する。
7. この会則は、平成31年(令和元年)4月21日から施行する。

(改廃の履歴)

- 改 正 昭和53年 4月15日
- 改 正 昭和58年 4月16日
- 改 正 平成 8年 4月13日
- 改 正 平成14年 4月13日
- 改 正 平成18年12月10日
- 改 正 平成21年 4月 5日
- 改 正 平成26年 11月1日の臨時総会で審議
- 改 正 平成31年(令和元年) 4月21日